

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
千葉用水総合管理所長 土田 百合子
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1 件 名 | 成田用水資機材等購入（オープンカウンター方式による） |
| 2 納 品 場 所 | 千葉県成田市十余三地内（野毛平加圧機場） |
| 3 納 期 | 契 約 締 結 の 翌 日 から 令和7年12月31日 まで |
| 4 内 容 等 | 別途交付する仕様書等のとおり |

記

- | | |
|--|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加要件 | 当機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、物品等の製造又は販売の業種区分建設・建築材料、空調機材、衛生機材（販売）の認定を受けており、営業品目の鋼管に登録されている者であり、かつ、千葉県内に本店又は支店がある者。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章が押印されたものに限り、ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | 電子メール（又はFAX）による。
なお、電子メール（又はFAX）に抛りがたい場合は、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。）による。 |
| 3) 見 積 書 提出期限 | 令和7年8月26日 10:00 まで |
| 4) 提出先 | 独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所
電子メール nyukei_chiba@water.go.jp FAX番号 047-483-0709 |
| 5) 担当者 | 経理課 浅沼 |
| 6) 質問書提出期限 | 令和7年8月20日 10:00 まで |
| 7) 見積日時 | 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。 |
| 8) 見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和07年08月27日までとします。 |
| 9) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 辞 退 | 見積依頼書等をダウンロードし、見積依頼書等の交付受領書を提出した後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。 |
| 5 見 積 結 果 | 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌営業日までに書面により通知します。 |
| 6 そ の 他 | |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。 | |
| 2) 請負代金の支払いについては、 <u>履行確認後（納品確認後）の一括支払となります。</u> | |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値については、見積依頼書等の交付受領書に任意の3ケタの数字をご記入ください。 | |

見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 経理課 浅沼			
	電話番号	047-483-0722	FAX番号	047-483-0709
	メールアドレス	nyukei_chiba@water.go.jp		
発信者 (※必須)	(住所)			
	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			

以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。

○見積依頼件名

成田用水資機材等購入

○くじ用数値

くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

○見積辞退について

見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

○同方式の承諾

「独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所におけるオープンカウンター実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。

☐ 承諾する

成田用水資機材等購入

仕 様 書

令和 7 年 8 月

独立行政法人 水資源機構

千葉用水総合管理所

第1章 総 則

第1節 適 用

1-1 適 用

この仕様書は、成田用水資機材等購入(以下「本件」という。)に適用する。

第2節 購入の内容

2-1 納入概要

本件は、成田用水施設改築事業において、必要となる資機材を購入するものである。

2-2 納入場所

千葉県成田市十余三地内（野毛平加圧機場）

第3節 納 期

納期は、令和7年12月31日までとするが、可能な限り早期に納入する。

第4節 納品内容

1. 第2章 第1節の表に記載している物品及び数量とする。
2. 物品は、納入時において新品であること。
3. 納入時の積込、運搬、積降ろしは丁寧に扱うものとする。

第5節 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1. 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

第6節 立会による確認

受注者は、納入時に担当職員の立会による確認を受けなければならない。

なお、担当職員が立会に代わる確認の方法を指示した場合は、この限りでない。

第7節 設計変更

担当職員との協議により、購入の内容を変更する場合がある。

この場合は設計変更の対象とする。

第8節 疑義等

受注者は、仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第2章 購入品

第1節 購入品

本件の品質規格は、次表の規格・寸法等を満足させるものでなければならない。

品 名	規格・寸法等	単位	数量	備考
異種管継手	オールフィッツジョイント 7.5k φ400mm×φ350mm	個	2	

第2節 材料の品質及び検査等

2-1 材料の確認

受注者は、次表に掲げる材料については、納入前に資料等を担当職員に提出し、承諾を得るものとする。

材 料 名	見本又は資料等の名称	備考
オールフィッツジョイント	カタログ等に該当する資料 メーカー納品書，検査成績書に該当する資料	

業 務 数 量 総 括 表

業務名 成田用水資機材等購入

独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構
千葉用水総合管理所

業務数量総括表

業務名	成田用水資機材等購入 (当初)					
業務区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
成田用水資機材等購入		式		1		
異種管継手		式		1		
計		式		1		
改め		式		1		
消費税相当額		式		1		
資機材等購入費		式		1		